

東近江市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成21年2月20日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(施工方式)

第2条 共同企業体の施工方式は、原則として各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体の施工対象工事(以下「対象工事」という。)は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果がある工事で、市長が適当と認めるものとする。

(構成員の数等)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保できるように、構成員数を勘案して次のとおりとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(構成員の要件)

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 東近江市入札参加名簿に登録され、かつ、発注工事に対する工事を希望業種として登録していること。
- (2) 同一の発注工事において、他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 原則として、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、対象工事と同種の工事の施工実績を有すること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち、出資比率が構成員中最大の者とする。

(運営委員会)

第8条 共同企業体は、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議し、決定するために、構成員全員を委員とする運営委員会を置くものとする。

(契約審査委員会)

第9条 市長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ、次の事項について東近江市契約審査委員会に諮り、意見を聴くものとする。

- (1) 共同企業体の発注の適否
- (2) 構成員の数、組合せ及び出資比率
- (3) 代表者及び構成員の技術的要件
- (4) その他市長が必要と認める事項

(契約方法)

第10条 共同企業体に発注する場合は、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(入札参加資格の公告)

第11条 市長は、共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示し、これにより入札参加の資格審査申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所
- (5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者要件及び構成員の技術的要件等
- (6) その他市長が必要と認める事項

(入札参加の資格審査申請)

第12条 共同企業体を結成した者が入札参加の資格審査申請をしようとするときは、次の

書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第1号)
- (2) 特定建設工事共同企業体委任状(様式第2号)

(入札参加資格の審査等)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、入札参加資格の審査を行い、適否を決定し、審査の結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書により代表者に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した共同企業体(以下「契約共同企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約共同企業体の有効期間は、当該工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。)の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき、瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。
- 3 契約共同企業体を解散するときは、特定建設工事共同企業体解散届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(編成表の提出)

第15条 契約共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約を締結した日から7日以内に、契約共同企業体の運営委員会の委員名、工事事務所の組織、人員配置等を記載した特定建設工事共同企業体編成表(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(共同施工の確保)

第16条 契約担当者は、契約共同企業体から提出された協定書及び編成表に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、随時調査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示をするものとする。
- 3 契約担当者は、契約共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、入札参加停止及び指名停止等必要な手続を行うものとする。

(下請負の制限)

第17条 契約共同企業体は、当該共同企業体の構成員と下請負契約を締結してはならない。

(その他)

第18条 この告示の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月20日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

東近江市の発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下単に「建設工事」という。)の請負

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」と
いう。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の工事の完成後3
箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に係わらず、当
該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社
代表者職氏名

県 市 町 番地
建設株式会社
代表者職氏名

県 市 町 番地
建設株式会社
代表者職氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、契約の締結、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事に係る請負契約の内容に変更があっても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

建設株式会社 %

建設株式会社 %

建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約及びその他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事の竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設会社他 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定 を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を発注者に提出し、各自所有するものとする。

年 月 日

構成員 住所
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名 (印)

構成員 住所
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

構成員 住所
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

様式第2号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体委任状

年 月 日

東近江市長 様

共同企業体の名称： _____ 特定建設工事共同企業体

構成員 (代表者)	住所 商号又は名称 代表者職氏名 電話	FAX	印
構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名		印
構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名		印

この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり特定建設工事共同企業体を結成したので、当企業体の成立の日から解散の日まで _____ 工事について、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。

この場合の使用印は次のとおりです。

使用印

委任事項

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事請負契約に係る一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 5 その他工事の施工に関し諸届け、諸報告の提出に関する一切の権限

様式第3号(第14条関係)

特定建設工事共同企業体解散届

年 月 日

東近江市長 様

共同企業体の名称： _____ 特定建設工事共同企業体

構成員 住所
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

構成員 住所
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

構成員 住所
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

この度、東近江市発注に係る _____ 工事に関し、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立した
特定建設工事共同企業体につき、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで解散します。

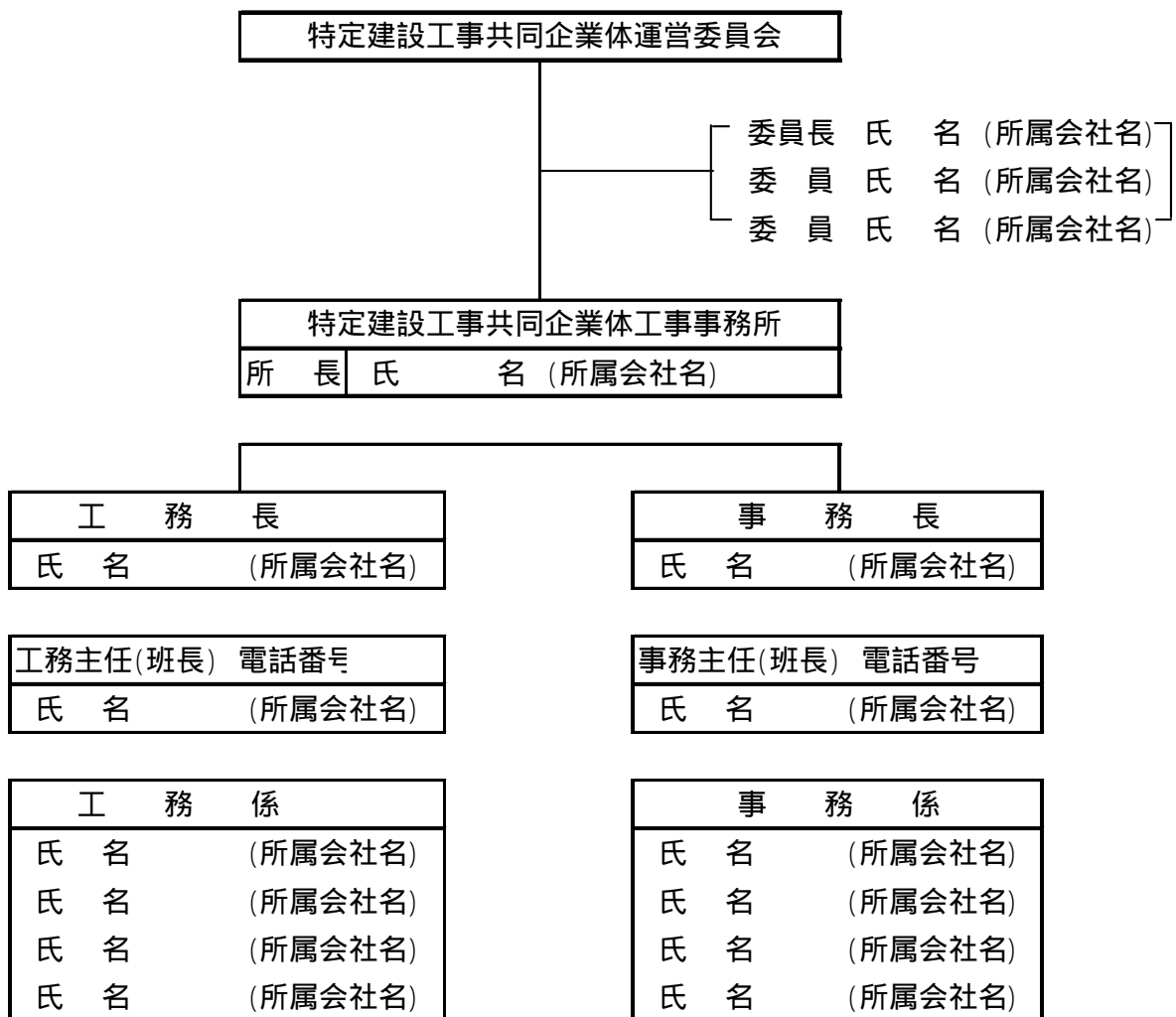
なお、解散日以降、工事に係る当企業体の協定書は効力を失い、各構成員に対する一切
の権利義務はないものとします。ただし、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員
は、共同連帯してその責に任ずるものとします。

様式第4号(第15条関係)

特定建設工事共同企業体編成表

年 月 日作成

(共同企業体名) _____ 特定建設工事共同企業体



注 この表は、標準例であり、実情に応じて適宜作成のこと。